

都市計画道路の変更・廃止に向けた説明会開催のご案内

現在の都市計画道路について 都市計画の変更・廃止をします



都市計画道路は、都市計画の骨格を形成する交通ネットワークとして決定する都市計画施設です。市では、これまで芸術館通りを始めとして市内の幹線となる道路の整備に努めてきました。一方、少子化・高齢化や環境問題など、都市をめぐる状況は変化しています。また、市内には、都市計画決定以降、長期にわたり未着手である路線も多く存在し、計画区域内に土地を所有されている方の土地利用を制限する状況となっています。

このため、市では市民の皆様のご意見や学識経験者のアドバイスを受けながら、都市計画道路の見直しを行い、各路線の機能や役割、必要性について検証し、廃止や線形変更の方針を策定しました。(平成 25 年 都市計画道路の見直し方針)

この方針に基づき、市では今後、公聴会の開催や法定縦覧等、必要な都市計画変更の手続きを進めていく予定です。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※裏面「よくある質問」及び別添「都市計画道路の変更・廃止予定箇所図」をご覧ください。

説明会のご案内

鎌倉市役所

1/20(金)

時間：19 時～21 時

場所：第三分庁舎講堂

腰越学習センター

1/28(土)

時間：14 時～16 時

場所：第 4 集会室

鎌倉市役所

1/22(日)

時間：14 時～16 時

場所：第三分庁舎講堂

腰越学習センター

1/31(火)

時間：19 時～21 時

場所：第 4 集会室

内容：都市計画道路変更又は廃止の対象路線、及びその内容
今後のスケジュール
質疑応答 等



ご予約は不要です。皆様のご参加をお待ちしております。

【お問い合わせは】

鎌倉市まちづくり景観部 都市計画課 担当 後藤・田中・山口

TEL：0467-61-3408（直通） 受付時間：平日の 8 時 30 分～17 時 00 分

●▲■よくあるご質問●▲■

Q1 都市計画道路とはなんですか？

A1 都市計画法に基づいて定める都市計画施設の一つです。(道路の他、公園や下水道などがあります)。都市の骨格を形成する交通ネットワークとして、既存道路の拡幅や新設をする計画を都市計画に定めています。都市計画道路の区域内では、将来の円滑な道路整備のために、建物の建築に対して制限がかかります。

Q2 都市計画道路の整備はどのくらい進んでいるのですか？

A2 都市計画道路事業は、整備に多額の費用がかかるため、優先度の高いものから計画的に整備を進めています。市では都市計画決定された道路のうち、総延長の約33%が改良済みとなっています。

※改良済み：計画した道路幅員が確保され、実際に道路として利用されている状態

Q3 都市計画道路の変更・廃止により、現在ある道路が無くなってしまうのですか？

A3 現在ある道路は、そのままご利用いただけます。都市計画道路の拡幅・新設をする計画が変更・廃止となります。

Q4 今回、廃止や変更をする都市計画道路は、今後、整備されないのですか？

A4 今回、変更・廃止をする都市計画道路については、都市計画事業として整備することは無くなり、必要に応じて道路整備事業等に対応することとなります。なお、その他の都市計画道路については「存続」としており、計画的に整備事業を進めていくこととなります。

Q5 現在、都市計画道路の整備は行っているのですか？

A5 現在、腰越大船線【大船立体事業（旧小袋谷跨線橋の架替え工事）：県施行】、横浜湘南道路（国施行）、高速横浜環状南線（国施行）、横浜藤沢線（関谷センター東側：県施行）を実施しています。

Q6 存続とした都市計画道路を整備することとなった場合、権利者に対して何か負担が生じますか？

A6 都市計画道路事業認可後、道路整備事業者により区域内の土地の買い取りにより用地取得が進められ、道路が整備されます。このため、区域内の土地にお住まいの方は、売買による土地の提供やこれに伴う立ち退きなどの負担が生じることが考えられます。

Q7 長期にわたり整備が進められていない路線とは、どのくらい前からですか？

A7 都市計画道路として決定した最も古い路線は、国道134号線など6路線あり、昭和13年に決定しています。現在の道路の拡幅や新設をする計画となっていますが、長期にわたり整備が未着手の状態が続いています。

Q8 「都市計画道路の見直し方針」（平成25年8月）は閲覧できますか？

A8 都市計画課の窓口及び市ホームページでご覧いただけます。

・鎌倉市ホームページ「都市計画道路見直しについて」

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/plan/tokeidouminasosi.html>

（詳しくは、「鎌倉市 都市計画道路の見直しについて」で検索してください）

Q9 「都市計画道路の見直し方針」の決定にあたって、市民からどのように意見を聴いたのですか？

A9 「都市計画道路の見直し方針」は、パブリックコメントにより寄せられた市民意見を聴きながら策定しました。

第1回(平成24年8月15日-9月13日)ステップ1[見直し対象路線の選定]、ステップ2[必要性の検証]について

第2回(平成24年11月21日-12月20日)ステップ3[課題解決策の検討]、ステップ4[交通量の検証と総合評価]について

第3回(平成25年3月18日-4月16日)鎌倉都市計画道路の見直し方針(案)について